



結婚新生活支援事業補助金

令和7年度から新婚世帯の住宅取得費用・住宅リフォーム費用・賃貸住宅費用・引っ越し費用の一部を助成する結婚新生活支援事業を実施しています。

対象世帯 (次の要件を全て満たす新婚世帯)

- ①令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出した世帯
- ②婚姻届を提出した日の年齢が、夫婦ともに39歳以下の世帯
- ③令和6年中の夫婦の合計所得が500万円未満(令和6年中に貸与型奨学金の返還を行っている場合は、その額を控除します)の世帯
- ④夫婦の双方または一方の住民票の住所が申請する市内の住宅にあり、3年以上継続して定住する意思がある世帯
- ⑤夫婦の双方が過去にたつの市または他市町村で、この制度に基づく補助金を受けたことがない世帯
- ⑥夫婦の双方が市税を滞納していない世帯

対象となる費用

- 住宅の購入費用
 - 住宅のリフォーム費用
 - 賃貸・共益費(勤務先から住宅手当等の支給を受けている場合は、その金額を差し引きます)
 - 住宅への引っ越し費用
- ※ いずれも令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った費用に限ります。

補助額

- 夫婦のいずれもが29歳以下の場合** 上限60万円
- 夫婦のいずれもが39歳以下の場合** 上限30万円

申請方法 結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書に次の書類を添えて、町おこし課へ申請してください。

添付書類

▼全ての世帯対象

- ①誓約書
- ②婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
- ③夫婦双方の住民票の写し
- ④夫婦双方の所得証明書
- ⑤夫婦双方の納税証明書(完納証明書)
- ⑥対象となる費用を支払ったことが分かる書類

▼該当する世帯のみ対象

- ・貸与型奨学金の返還額が分かる書類(貸与型奨学金の貸与を受けている場合)
- ・申請に係る住宅の売買契約書または工事請負契約書の写し(住宅を取得した場合)
- ・申請に係る住宅の工事請負契約書または請書の写し(住宅をリフォームした場合)
- ・申請に係る住宅の賃貸借契約書の写し(住宅を賃借している場合)
- ・申請に係る住宅に対し、支給されている手当その他の金銭について分かる書類(住宅手当等支給証明書または住宅手当等の額を確認できる給与明細)(住宅を賃借している場合)

その他 予算額に達し次第、受け付けを終了しますので、申請をご検討されている方は、お早目にご相談ください。

申請・問い合わせ先 町おこし課(☎64・3167)



第7回 たつの市立保育所・こども園合同絵画展

『夢いっぱい たつのっこ ギャラリー』～みてみて! みんなの すてきな絵～

市内の公立園(保育所・こども園)5歳児クラスの子どもたちの思いが詰まった絵画を展示します。ぜひお越しください。

と き 11月21日(金)～24日(月・振休)
9時30分～16時45分(最終入場 16時30分)

ところ たつの市青少年館 ホール

屋外ステージでは、『青空キャンパス』を同時開催!

特大パネルに“市制20周年 みんなのふるさとたつの”というテーマで、市内の公立園4歳児クラスの子どもたちが、思い思いの絵を描きました。ぜひご覧ください!



令和6年度の様子

▶ 幼児教育課(☎64・3126)



若者定住促進奨学金返還支援事業補助金

若者の定住促進を図るため、本市に定住する意思を持ち、奨学金の返還を行う若者に対し、奨学金返還支援事業補助金を交付します。

対象者 (次の要件を全て満たす方)

- ①大学等(※1)の在学中に奨学金の貸与を受け、返還中の方
- ②本市に住所を有し、3年以上定住する意思のある方
- ③登録申請時において、大学等を卒業している30歳未満の方
- ④雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続雇用されている方、または自ら事業を営む方
- ⑤本市に納付すべき税、返還すべき奨学金を滞納していない方
- ⑥奨学金の返還を支援する他の制度を利用していない方

※1 大学等とは、学校教育法に規定する大学(大学院、専門職大学および短期大学を含む)、高等専門学校、専修学校(専門課程または高等課程に限る)、高等学校および特別支援学校(高等部に限る)をいいます。

補助対象期間 登録日より36ヵ月を上限

補助額 補助期間中に返還した奨学金に対し、次の金額を補助します。

市内に所在する事務所等に就業している方
月額上限3万円(補助率10/10)

上記以外の方
月額上限1万5千円(補助率1/2)

補助対象者の登録申請

補助金の交付を受けようとする方は、補助対象者として事前登録が必要です。登録申請書に以下の書類を添えて、町おこし課に申請してください。なお、新卒者等、返還が始まっていない方は、初めて返還が始まる月から受付を開始します。

添付書類

- ①奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類
- ②奨学金の返還金額、返還開始月および返還期間が確認できる書類
- ③大学等を卒業したことを証する書類(卒業証書の写し等)
- ④勤務先および就業年月日等を証する書類(労働条件通知書、雇用契約書の写し等)、自ら事業を営む方は、その事実を証する書類(個人事業の開業等届出書等)
- ⑤本人口座より奨学金を返還していることが確認できる書類

※ 毎年度、交付申請を行う必要があります。その他、詳細はお問い合わせください。

申請・問い合わせ先

町おこし課(☎64・3167)

詳しくはこちら



人権文化の創造をめざして
—学ぼう人間の尊厳—

「人権文化をすすめる市民運動」中央大会

8月31日(日)、赤とんぼ文化ホールで、「人権文化をすすめる市民運動」中央大会(市・市教育委員会・市民文化推進協議会主催)が盛大に開催されました。

オープニングアトラクションでは、播磨高原東中学校全生徒による箏のやさしい音色に会場全体が包まれました。

記念式典では、山本市長からは「市制20周年を迎え、今後もすべての市民の人権が尊重される明るく住みよいたつの市づくりを進めていきます。」と、根本民主化推進協議会長からは「これまでの各団体の積極的な活動や条例の制定など確かな歩みをふまえ、今後もすべての市民の人権を大切に市民協力を進め、皆さんと共に進めていきます。」と、それぞれ挨拶がありました。

人権作品(ポスター・作文・標語)の入賞作品表彰に続き、作文の部で市長賞を受賞した神戸小学校6年生の河野美月さん、播磨高原東中学校3年生の原業



奈楓さん、龍野北高等学校3年生の坂井桃禾さんの作文朗読がありました。自らの体験や学びをもとに自分の心や身の周りを見つめて書かれた作文からは、お互いが理解し支え合うことの大切さや誰もが安心して自分らしく生きることができる社会づくりに向けた思いなどが伝わってきました。会場からも大きな拍手が起こりました。

記念講演では、SNSでの誹謗中傷により最愛の娘である木村花さんを失った木村響子さん(NPO法人リメンバーハナ代表)から、「ヤサシイハナヲサカセマシヨウ」みんなで考えるSNSの今と未来」と題して、SNSでの誹謗中傷や青少年が犯罪に巻き込まれる現状など、SNSに関するさまざまな問題について、参加者対話しながら公演を進められました。その中で、木村さんの優しさや強さ、そしてこの問題への思いの大きさを感じるとともに、コミュニケーションの大切さや言葉の力の大きさなどについて改めて考える機会となりました。

▶ 人権教育推進課(☎64・3182)

